

令和8年熊本地震営農再開支援事業

(農業用機械・施設等復旧支援)

<国事業名：農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）>

令和8年熊本地震により被災した農業者の早期の営農再開に向けて、農産物の生産・加工に必要な農業用機械・施設の修繕・再取得を支援します。

1 助成対象者

令和8年熊本地震により被害を受けた農業者
(被災した農業用機械・施設等について熊本市が発行するり災証明書が必要です。)

2 支援内容・補助率

被災した農業用機械・施設の修繕・再取得を支援します。

※被災前と同程度(原形復旧)が対象であり、超える部分は自己負担になります。

※修繕・再取得等した機械・施設は、共済・保険等への加入が必要です。

1 農業用機械・畜舎・農機具格納庫等(園芸施設共済の加入対象外施設)の修繕・再取得

例)トラクター、コンバイン、畜舎、農舎等

補助率：最大9/10 (国:5/10以内 県:2/10以内 市:2/10以内)

2 農業用ハウス等(園芸施設共済の加入対象施設)の修繕・再取得

例)農業用ハウス、ハウス附帯施設(加温用ボイラー、高設栽培用ベンチ等)

補助率：最大7/10 (国:3/10以内 県:2/10以内 市:2/10以内)

※園芸施設共済への加入状況に応じて、補助金額が算定されます。

3 農業生産を行う営農施設等の補強

例)農業用ハウスにタイバーやパイプ・支柱の補強材を追加等

補助率：最大7/10 (国:3/10以内 県:2/10以内 市:2/10以内)

補助上限：700万円 (国:300万円 県:200万円 市:200万円)

※成果目標「付加価値額の拡大」が必須、事業費50万円以上等の要件あり

4 農業専用トラックの修繕・再取得

補助率：最大9/10 (国:5/10以内 県:2/10以内 市:2/10以内)

※新車登録から14年目までの車両、資産計上や社名・補助金名印字等の要件あり

2 支援内容・助成率(続き)

5 被災した農業用施設の解体、運搬、処理等

例) 被災した畜舎・農機具格納庫の撤去

補助率 : 最大8/10 (国 : 3/10以内 県 : 2.5/10以内 市 : 2.5/10以内)

補助上限 : ①助成単価×施設面積 と ②実際の撤去費用をもとに算出

した額のいずれか低い額

(助成単価: 畜舎及び農業用施設12,000円/㎡等)

被災した家屋等の解体・撤去(公費解体)について

農業用施設の撤去に係る支援制度は、本事業以外に、り災証明で半壊以上と判断された家屋等については、所有者の申請に基づき、市が解体・撤去を行う支援制度があります。この場合、自己負担は発生しません。

また、令和8年10月10日までに解体業者等と契約し、被災家屋等を自ら解体・撤去した費用についても費用償還の対象となります。

廃棄物計画課公費解体プロジェクトチーム(☎ 096-328-2430)



- ### 6 その他支援対象
- ・貸借している農業用機械・施設等の修繕・再取得
 - ・複数の被災農業者が共同で利用する農業用機械等の取得
 - ・農業用ハウス等に流入した土砂等の除去 等

3 成果目標

助成対象者は、以下の成果目標を設定する必要があります。

【必須目標】
農業経営の維持

【選択目標】(機械を再取得した場合)
次のいずれか1つ: ①経営面積の拡大 ②農産物の価値向上
③単位面積当たり収量の増加 など

4 事前着工について

令和8年熊本地震により被害を受けた日(令和8年7月28日)以降の取組(着工)であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。次の書類の保管が必要です。

- ① 機械等の被害状況、作業を行った者、日付け、費用の額が分かる書類や写真
- ② 作業を外注した際の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

お問い合わせ先

最寄りの農業振興課、又は農業支援課にお問い合わせください。

北東部農業振興センター 農業振興課 096-272-1117

西南部農業振興センター 農業振興課 096-329-1158

農業支援課 096-328-2384

